

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

ごじょう し ふくし じ む し ょ
五條市福祉事務所

しゃかい ふくし か ほ ご がかり
【社会福祉課 保護係】

ごじょう し おかぐち ちょうめ ばん ごう
五條市岡口1丁目3番1号

でんわ
電話0747-22-4001

ないせん
内線293・387

1 生活保護制度とは

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する人に対し、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用するとともに、その健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とするものです。

民法に定める扶養義務者からの扶養は、すべて生活保護に優先します。そのため、扶養（仕送り等）があった場合は、その程度に応じて保護費が変更されます。また他の法律に定める扶助を受ける場合も同様です。

●資産の活用

あなたの世帯の生活必需品以外の資産は、処分あるいは最大限に活用して生活費に充ててください。

※ 要保護世帯向け長期生活支援資金の活用

65歳以上の高齢者世帯で評価額500万円以上の居住用不動産を所有する場合はそれを担保に生活資金を貸付ける制度があります。実施主体は奈良県社会福祉協議会です。

- (1) 土地・・・現に住んでいる家屋用または事業用の宅地で必要最低限度のもの以外は保有が認められません。
- (2) 家屋・・・現に住んでいる家屋で保有が適当とされるもの以外は保有が認められません。
- (3) 生活用品・・・家具、食器および衣類寝具は世帯の人数などから判断して利用の必要があると認められるものは保有が認められます。
- (4) 貴金属・債権・・・保有は認められません。
- (5) 生命保険など・・・解約返戻金および保険の掛金が一定額以上の場合は保有できませんので、解約してください。

い。また養老保険など貯蓄性の強い保険は保有
が認められません。

(6) 自動車・・・保有、使用および他人名義の自動車の借用は認められ
ません。

※ 上記について、例外的に一部保有が認められる場合があります。

●稼働能力の活用

働くことができる人は能力に応じて働いて収入を得てください。
仕事が見つからない人は求職活動をしてください。また、福祉事務所
が就労支援を行う場合があります。働くことができるのに働こうとしない
人は、生活保護は受けられません。

●他の法律による給付などの優先

他の法律や制度で受けられるもの（各種年金・手当など）は、先にそ
の給付を受ける手続きをしてください。

●扶養義務者による扶養

扶養義務者（親・子・兄弟姉妹など）からの扶養は、すべて保護に
優先します。例えば「仕送り」など、扶養義務者からの金銭的扶養
（援助）が行われたときにあなたの収入として取扱うことを意味します。
福祉事務所から扶養義務者に扶養照会を行います。扶養義務の履行
が期待できない扶養義務者には扶養照会を行わない場合がありますの
で、扶養義務者の状況をお知らせください。

●暴力団員の保護適用について

暴力団員である人は稼働能力の活用要件を満たさないこと、また
資産・収入の活用要件の充足を確認できないことから、生活保護が
適用されません。

2 生活保護の種類(8種類の扶助)

生活保護には、次の8種類の扶助があり、国が定めた基準（最低生活費）の範囲内で生活保護費が支給されます。

- (1) 生活扶助・・・食費、衣類、光熱水費など暮らしに必要な費用
- (2) 住宅扶助・・・家賃など住まいに必要な費用
- (3) 教育扶助・・・義務教育に必要な費用
- (4) 介護扶助・・・介護に要する費用
- (5) 医療扶助・・・病気、けがなどの治療の費用
- (6) 出産扶助・・・出産のための費用
- (7) 生業扶助・・・生活の維持に役立つ技能・技術を身につけるための費用、高校就学の費用
- (8) 葬祭扶助・・・葬儀のための費用

3 一時扶助について

生活保護は、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助があり、必要に応じて支給されます。なお、支給には申請が必要ですので、事前に福祉事務所へご相談ください。

- 被服費・・・布団やおむつなどの費用
- 家具什器費・・・保護開始時や新たに居宅生活をする場合に必要家具等の費用
- 入学準備金・・・小・中学校の入学準備に必要な費用
- 転居の際の敷金等・・・条件を満たす場合の転居に必要な敷金等の費用
- 治療材料費・・・眼鏡や装具などの給付を受ける費用

●福祉用具購入・・・介護保険法に基づく福祉用具の購入費用の一部

※支給には条件や上限額がありますので、事前にご確認ください。

上記項目以外にも対象となるものがありますので、福祉事務所へご相談ください。

4 生活保護の要否の決定

支給される生活保護費は、あなたの世帯の1か月分の最低生活費から世帯全員の収入を差し引いた金額です。

収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護は受けられません。

最低生活費（国が基準を設定）

世帯全体の収入

生活保護費

←最低生活費に足りない部分→

●世帯とは、同一の住居に居住し生計を一にしている人の単位です。

●最低生活費とは、世帯全体が1か月生活するために必要な金額で、世帯の人数や年齢などにより金額に違いがあります。

●収入とは、世帯全員の全ての収入で給料、事業収入、農業収入、内職収入、恩給、年金、手当、仕送り、資産収入、生命保険金、補償金、その他臨時収入などがあります。働いて得た収入については必要経費や一定額の控除があります。

5 生活保護の申請から決定まで

生活保護の手続きは、申請により開始されます。生活にお困りの人は、地区の民生委員や福祉事務所に相談してください。

●生活保護の申請

保護の申請は本人か、その扶養義務者または同居している親族に限られています。収入や資産についてはつつみかくさず、すべて事実を申告してください。なお、偽った場合は法的に罰せられることがあります。

●訪問調査

申請を受けますと地区担当員（ケースワーカー）が、保護の必要性を判断するために、ご家庭を訪問し、暮らしむきなど、必要な調査を行います。

●検診命令

保護の決定に必要な健康状態を確認するために実施します。検診命令に従わない場合は、保護開始になりません。

●扶養義務者、金融機関などの調査

保護の決定に必要な扶養義務者、金融機関、保険会社などの調査を行います。

●生活保護の決定

調査結果をもとに、申請した日から原則14日以内（調査に時間がかかるなど特別な場合は30日以内）に、定められた基準により保護が必要かどうか、決定し本人に通知します。

6 生活保護の決定に不服があるとき

福祉事務所の行った生活保護の申請却下、生活保護の変更、停止
または廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に直接説明を求めてください。

決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に奈良県知事に対し、不服申立(審査請求)をすることができます。

7 生活保護が開始になったら

● 病院にかかるとき

(1) 通院するとき

福祉事務所に届け出て、医療券を受け取ってから病院に受診してください。

なお、急病などで届け出ることができないときは、受診後に早急に届け出てください。

(2) 入院・退院するとき

入院・退院するときは、必ず事前に福祉事務所へ連絡してください。

★ 注意

(ア) 生活保護法の指定を受けた病院で受診してください。

(イ) 収入が最低生活費(医療費を除く)を上回るため医療費に一部負担が発生する場合は、その金額を病院に支払ってください。

(ウ) 勤め先の健康保険証は今までどおり使用できますので、病院にかかるときは病院の窓口で医療券と一緒に出示してください。

(エ) 国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、必ず保険年金課へ返してください。

(オ) 生活保護受給中に健康保険証を取得した場合（被扶養者になった場合を含む）は、福祉事務所および病院へ届け出てください。

● 介護を受けるとき

(1) 介護扶助の対象者

(ア) 65歳以上の介護保険法に規定する介護または支援が必要となった人

(イ) 40歳から64歳までの人で、認知症・脳血管疾患など加齢が原因とされる16種類の特定疾病により介護保険法に規定する介護または支援が必要となった人。ただし、身体障害者の方などの場合は、障害者施策（自立支援法）を優先的に活用していただく必要があります。

(2) 介護扶助の対象範囲

介護保険の給付対象となる介護サービスと同じです。

8 生活保護を受けている人の権利と義務

● 権利として保障されること

(1) 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護が受けられなくなることはありません。

(2) 生活保護費として支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

● 義務として守ってもらうこと

(1) 生活保護を受ける権利は、あなた以外の人に譲ることはできません。

(2) 収入・支出その他生計の状況について変動があったとき、または居住地もしくは、世帯の構成に変動があったときは、すみやかに届け出てください。

(3) 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。

(4) 支出の節約を図って、生活の維持、向上に努めてください。

(5) 指導・指示について

世帯の生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。指導や指示があったにもかかわらず、正当な理由がないのに従わないときは、生活保護が変更、停止または廃止されます。

(6) 費用の返還義務

差し迫った事情のため、土地、債権などの資力があるにもかかわらず、生活保護を受けた場合や、なんらかの事情で福祉事務所が保護費を払い過ぎた場合には、既に支給した保護費を返してもらいます。

例えば、

- ① 資産を売却したとき
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金(満期・特約)を受け取ったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ 交通事故などの示談金・補償金などを受け取ったとき

●費用の徴収

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者がある場合は、既に支給した生活保護費を徴収することになります。

また、このような事実について、以後、改めるよう指導指示したにもかかわらず、再度不正な手段等により受給した場合は、生活保護は廃止になります。

※ 収入申告書の提出義務

就労している人および就労可能な人は、収入の有無にかかわらず毎月収入申告する必要があります。

働くようになり収入があった場合は、一般就労、福祉就労、内職の収入や短期間のアルバイト、また高校生のアルバイトであっても、毎月収入申告書と給与明細書などの資料を提出してください。

申告した就労収入については、交通費、社会保険料などの就労に伴う必要経費や基礎控除などを差し引いた金額を収入とします。なお、20歳未満の人には20歳未満控除があります。

また、年金や手当を受けるようになった場合（金額改定があった場合も含む）、生命保険金、補償金等を受ける場合も同様に収入申告書と資料を提出してください。

収入申告書が提出されない場合は、保護費を決定できないため、支給できない場合があります。

福祉事務所では、毎年課税収入などの収入資産調査を実施しています。

収入があるにもかかわらず申告しなかったり、事実と違った申告をするなど、不正な方法で生活保護を受けてはいけません。

9 地区担当員と民生委員

●地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員は、家庭訪問などをして生活状況を聞き、生活保護の決定または実施に必要な調査を行います。また、保護を受けている人が再び自分たちの力で生活することができるよう助言や指導を行います。

ち く たんとういん ていきてき せたい ほうもん ほうもん こば さまた
 地区担当員は定期的に世帯を訪問しますが、訪問を拒んだり妨げたり
 したときは、生活保護が変更、停止または廃止されることがあります。
 ひつよう ちょうさ たい こば さまた
 また、必要な調査に対しては、拒んだり、妨げたりしてはいけません。
 せたい ほうもん さい ふざい ばあい ふざいれんらくひよう お
 世帯を訪問した際に、不在の場合は不在連絡票を置くことがありま
 ふざいれんらくひよう か かなら まも
 す。不在連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

● 民生委員

みんせい い い ん
 民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。
 せいかつ こま なや ごと も ひとひと よ そうだん あいて ひつよう
 生活の困ったことや悩み事を持つ人々の良き相談相手として、必要な
 えんじょ じょげん おこな ひみつ まも あんしん そうだん
 援助や助言を行っています。秘密は守られますので、安心して相談して
 ください。

10 次のような場合は、必ず届出をしてください

- ① 家族が増えたとき、または減ったとき
- ② 働くようになったとき、働けなくなったとき、または仕事を変わったとき
- ③ 年金や手当を受けるようになったとき
- ④ 収入が増えたとき、または減ったとき
- ⑤ 新たに通院するとき
- ⑥ 入院したとき、または退院したとき
- ⑦ 現在住んでいる家をかかわる必要が生じたとき
- ⑧ 家賃、間代、地代が変わるとき
- ⑨ 健康保険証が使えるようになったとき
- ⑩ 交通事故にあったとき
- ⑪ そのほか、家庭の生活状況に変わったことがあったとき
 (例：妊娠、出産、死亡、転入、転出、入学、退学、卒業、結婚、
 事故、逮捕等)